

議案第13号

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年11月30日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、<u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u>（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事務	金額	略		13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略	略		<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書<u>又は第13項ただし書</u>（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事務	金額	略		13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略	略	
事務	金額																
略																	
13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略																
略																	
事務	金額																
略																	
13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略																
略																	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。